

三重県公報

号 外

昭和37年2月2日

金 曜 日

目 次

告 示

- 家畜伝染病(豚コレラ)発生 (畜産課) 1
- 豚及び豚コレラの病原体をひろげるおそれのある物品
の移出入禁止区域の追加(伊勢市村松町) (同) 2
- 豚コレラ予防注射実施 (同) 2

告 示

●三重県告示第94号

次のとおり家畜伝染病が発生した。

昭和37年2月2日

三重県知事 田 中 覚

病 名	畜種	発生月日	発生頭数	転 帰	発生地
豚コレラ	豚	37.1.25	1	へい死	伊勢市村松町
豚コレラ	豚	37.1.26 ~37.1.30	10	へい死	同
豚コレラ	豚	37.1.30	1	鑑定殺	同
豚コレラ	豚	37.1.31	22	命令殺	同
豚コレラ	豚	37.1.31	2	へい死	同
計			36		

累 計	59頭
鑑定殺	2頭
命令殺	22頭
へい死	35頭

●三重県告示第95号

家畜伝染病予防法施行細則（昭和26年三重県規則第67号の1）第25条の規定に基づく昭和37年三重県告示第57号の豚等の移動禁止区域に次の区域を追加する。

昭和37年2月2日

三重県知事 田 中 覚

伊勢市村松町

●三重県告示第96号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条の規定により、豚コレラ予防注射を次のとおり実施する。

昭和37年2月2日

三重県知事 田 中 覚

1 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

2 実施の対象となる家畜及び範囲

豚

3 注射の方法

皮下注射（クリスタルヴァイオレット不活化予防液）

4 実施の期日及び実施する区域

実施の期日

実施する区域

2月12日から2月20日まで 四日市市、三重郡一円

●三重県告示第97号

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第6条の規定により、豚コレラ予防注射を次のとおり実施する。

昭和37年2月2日

三重県知事 田 中 覚

1 実施の目的

豚コレラ発生予防のため

2 実施の対象となる家畜及び範囲

豚

3 注射の方法

皮下注射（クリスタルヴァイオレット不活化予防液）

4 実施の期日及び実施する区域

実施の期日

実施する区域

2月12日から3月16日まで 伊勢市、度会郡一円

毎週火、金曜日発行

購読料 1箇月 210円
6箇月 1,250円
1箇年 2,500円

昭和37年2月2日印刷発行

津市栄町1丁目(電代6,111)

三重県庁

印刷 三重県印刷所